

### 3. 指定の更新制度

#### (1) 指定の更新制度

指定事業所として事業を実施するためには、一定期間（6年）毎に、指定の更新を受けていただくことが必要となります。**指定の更新を受けなければ、指定の効力を失い、介護報酬が請求できなくなりますのでご留意ください。**

#### (2) 対象事業所等

指定居宅サービス事業所・指定地域密着型サービス事業所・指定居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所・介護保険施設・指定介護予防サービス事業所・第1号事業所

（介護保険法第71条、第72条及び介護保険法施行法第4条の規定により指定があったものとみなされた事業所を除きます。）

#### (3) 指定の有効期間

**指定の有効期間は、6年**となります。

例えば、令和3年8月1日指定の場合

有効期間満了日	令和 9年7月31日
指定の更新日	令和 9年8月 1日
更新後の指定の有効期間満了日	令和15年7月31日

#### (4) 更新手続

更新手続が必要な事業所については、通知文書にて連絡する予定ですが、事業者において指定有効日の管理を行ってください。

##### (更新にあたって)

更新時において休止中の事業所については、人員等の基準が満たされていないため更新申請ができません。更新申請を行う場合は、事前に再開届を提出し、人員等の基準に適合しておく必要があります。休止中などで再開の見込みがない場合は必ず廃止届を提出してください。手続きがされない場合、失効扱いではなく指定の取り消しとなる場合があります。

#### (5) 更新手数料

更新手数料は1サービスにつき1万円です。ただし同種の居宅サービス等と介護予防サービス（訪問介護または〔地域密着型〕通所介護の場合は第1号事業）とを同時に更新される場合はあわせて1万円です。

#### 留意点

- ・基準に従って適切な事業の運営がされない場合や、過去に同一のサービスで指定の取消処分を受けた場合には、指定の更新が受けられないことがあります。
- ・更新の欠格事由は、指定の欠格事由と同様です。  
事業者（申請者）のみならず法人役員等についても指定の更新の欠格事由に該当する場合は指定の更新が受けられなくなります。
- ・申請者と同一法人グループに属し、密接な関係を有する法人が指定取消を受けた場合には、当該申請者は指定の更新が受けられない場合があります。